**平成２９年（フ）第９３号**
金沢市額谷３丁目17番地
債務者　髙田　　勉
1　決定年月日時　平成29年５月26日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　乾　　とも
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成29年９月22日午前10時
5　免責意見申述期間　平成29年９月15日まで
金沢地方裁判所民事部

## 破産手続開始・破産手続廃止及び免責許可申立てに関する意見申述期間

**平成２９年（フ）第２８１号**
北九州市戸畑区中原西１丁目５番３―102号
債務者　松浦　　明
1　決定年月日時　平成29年５月25日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年７月12日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

**平成２９年（フ）第３８号**
岐阜県大垣市禾森１丁目69番地　グレイン・フォレストＢ　Ｖ号室
債務者　荒川　美恵
1　決定年月日時　平成29年５月26日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年７月14日まで
岐阜地方裁判所大垣支部破産係

**平成２９年（フ）第４３号**
長崎県諫早市栄田町41番41号　フレグランス栄田Ｂ棟103号、旧住所長崎県諫早市福田町2590番地４
債務者　川口　新吾
1　決定年月日時　平成29年５月26日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年７月14日まで
長崎地方裁判所大村支部破産係

**平成２９年（フ）第４５号**
長崎県諫早市上町３番15―301号　千住ビル
債務者　宮上　　都
1　決定年月日時　平成29年５月26日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年７月14日まで
長崎地方裁判所大村支部破産係

**平成２９年（フ）第１８号**
島根県出雲市天神町888番地２　ラ・ポール202
債務者　三浦　恵子
1　決定年月日時　平成29年５月26日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年７月17日まで
松江地方裁判所出雲支部

**平成２９年（フ）第２５９号**
北九州市小倉南区中曽根東２丁目16番17号
債務者　菖蒲　孝弘
1　決定年月日時　平成29年５月25日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年７月17日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

**平成２９年（フ）第２６８号**
北九州市八幡西区割子川２丁目４番６号
債務者　森光真梨子
1　決定年月日時　平成29年５月26日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年７月17日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

**平成２８年（フ）第２９７号**
千葉県富里市七栄646番地405　（寺山荘Ｂ）
債務者　今井　俊治
1　決定年月日時　平成29年５月24日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年７月18日まで
千葉地方裁判所佐倉支部

**平成２８年（フ）第２９８号**
千葉県富里市七栄646番地405　（寺山荘Ｂ）
債務者　今井　京子
1　決定年月日時　平成29年５月24日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年７月18日まで
千葉地方裁判所佐倉支部

**平成２９年（フ）第３２号**
千葉県八街市八街ろ167番地50
債務者　山口　　泉
1　決定年月日時　平成29年５月23日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年７月18日まで
千葉地方裁判所佐倉支部

**平成２９年（フ）第７２号**
千葉県四街道市もねの里１丁目２番５号（レストフォレスト202号）、前住所千葉市若葉区若松町977番地72　グランドステージ・コウＢ館307号
債務者　川瀬　貴之
1　決定年月日時　平成29年５月23日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年７月18日まで
千葉地方裁判所佐倉支部

**平成２９年（フ）第１０１号**
千葉県白井市西白井４丁目４番地２　Ｋ・ウェルレジデンス101号
債務者　伊藤　昭夫
1　決定年月日時　平成29年５月23日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年７月18日まで
千葉地方裁判所佐倉支部

**平成２９年（フ）第１１１号**
千葉県八街市八街ろ111番地15　市営住宅交進団地81号
債務者　釜本　千代
1　決定年月日時　平成29年５月23日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年７月18日まで
千葉地方裁判所佐倉支部

**平成２９年（フ）第１４９号**
千葉県富里市十倉130番地63
債務者　小佐野　純
1　決定年月日時　平成29年５月24日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年７月18日まで
千葉地方裁判所佐倉支部

**平成２９年（フ）第１５５号**
相模原市南区御園１丁目10番６号
債務者　面高　葉子
1　決定年月日時　平成29年５月23日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年７月18日まで
横浜地方裁判所相模原支部

**平成２９年（フ）第１６２号**
相模原市中央区中央６丁目10番３―103号
債務者　飯島　博之
1　決定年月日時　平成29年５月23日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年７月18日まで
横浜地方裁判所相模原支部